



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

9

2021

いつもお世話になっております。

暦では夏の終わりと申しながら、まだまだ暑い日が続きますね。

夏の疲れが出てくる頃です。

体調管理には充分気をつけてお過ごしください。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

改正情報

一部の義務を含む電子帳簿保存法の改正(前月号、続き)

前月号でもお知らせしました通り、電子取引の取引情報（電子メールに添付されて受領した PDF 版の請求書・領収書等の電子取引データ）を紙で出力して保存する現在の保存方法が、令和3年度の税制改正により令和4年1月1日以降の取引から認められなくなります。

●本改正の対象となる事業者とは

電子データで注文書、契約書、請求書、領収書などをやり取りする、いわゆる「電子取引」を行う全事業者に影響することになります。具体的には、次のような事業者が該当事業者となります。

1. 得意先等から電子メールで請求書・領収書等を PDF ファイルにて受領し、プリントして保管している
2. PDF や CSV 等で作成された請求・領収データについて、クラウドサービスを利用して受領している
3. 取引先へ PDF にて作成した請求書・領収書等を電子メールに添付して送付している

●令和4年1月1日以降の電子取引データの保存方法

令和4年1月1日以降は、これまでのように電子取引データを紙で出力して保存する、ということができなくなります。同日以降の電子データでの保存に際しては、以下のいずれかの措置をとらなければなりません。

1. 発行者側でタイムスタンプを付した電子取引データを保存
2. 発行者側でタイムスタンプを付していない場合、受領者側で受領後2か月と7営業日以内にタイムスタンプを付して保存
3. 発行者側でタイムスタンプを付していない場合、データの訂正削除を行った際に、その記録が残るシステムまたは訂正削除ができないシステムで保存
4. 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

「正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程」を定め、規程に沿った運用をし、その規程を備え付けておきます。